

印鑑登録をされる方へ

登録条件：登録資格は満15歳以上で、坂東市に住民登録をしている方です（成年被後見人を除く）。登録できる印鑑は、一人につき一個です。

登録のしかた：印鑑登録の申請は、原則本人が行ってください。ただし、病気その他やおを得ない理由で本人が届けられないときには、代理人による申請もできます。登録方法はいくつかありますので、右図を参照してください。印鑑登録が完了した際に市民カード（印鑑登録証）をお渡しします。暗証番号を登録すると自動交付機も利用できます。（代理人の場合、暗証番号の登録はできません）

登録できない印鑑：住民基本台帳等に記載されている氏名以外のもの、印鑑の大きさが一辺8mm以上25mm以下の正方形に収まらないもの、ゴム印やスタンプ形式のもの、変形しやすいもの、欠けていたり、すり減っていたりして不鮮明なものなどは登録できません。詳しくはお問い合わせください。

登録の廃止・改印：印鑑登録の廃止、登録してある印鑑の改印・紛失、市民カード（印鑑登録証）の紛失の際には、市民サービス課又はさしま窓口センターに届け出てください。再登録される場合は、新規での登録と同じ手続きになります。

